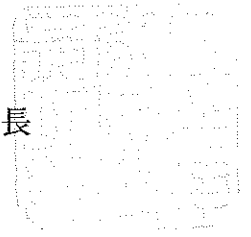




兵労発基 0603 第3号
令和7年6月3日

一般社団法人兵庫県電業協会長 殿

兵庫労働局長



令和7年「建設業労働災害防止強化月間」の実施について

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県内の建設業における新型コロナ患者を除いた令和6年の労働災害発生状況は、休業4日以上之死傷者数は400人と、前年から38人(8.7%減)減少しましたが、死亡者数は9人となり、前年から1人増加しました。死傷者を事故の型別でみると、依然として「墜落・転落」が130人(32.5%)と最も多く、そのうち、4人が亡くなっています。

また、近年の地球温暖化による影響等から、ここ数年増加傾向にある熱中症による労働災害は、令和6年こそ死亡災害は発生しませんでした。休業4日以上之死傷者数は7人と前年から3人増加しました。

このように建設業では、墜落・転落、転倒、重機等による在来型の労働災害の発生が多くを占めるとともに、熱中症による労働災害が増加しており、リスクアセスメントの実施はもとより、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく対策の実施及び令和7年6月1日から施行された改正労働安全衛生規則において、熱中症による重篤化を防止するために、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が義務付けられたことから適切な対応が求められています。

このため当局では、本年度も7月を「建設業労働災害防止強化月間」と定め、その実施要綱を別添のとおり定めたところです。

つきましては、本月間の趣旨をご理解いただき、実施要綱を幅広く周知していただくとともに、会員事業者に対しては、下記事項をご指導いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 リスクアセスメントの実施と作業開始前の危険予知活動の確実な実施
- 2 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく対策の推進
- 3 熱中症対策にかかる改正労働安全衛生規則の適切な実施
- 4 4S活動の取組による転倒防止対策の推進